

事務所だより

第107号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

採用面接時に避ける質問

公正な採用選考の考え方

事業主や人事担当の方が、正社員やパート社員・学生アルバイト社員などの採用面接時にどのような質問をしているのか思い出してみてください。

その場の雰囲気や和ませるために何気なく質問している内容が、実は不適切あるいは就職差別につながるおそれがあるかもしれません。

また、質問していないけれど面接応募者から話し出すケースもあるでしょう。このようなときには、面接の趣旨を面接応募者に説明し、話す必要がないことを伝えます。

そこで、公正な採用選考を行うために、どのような質問・話題をしてはいけないのか具体的な例を挙げて

みます。

してはいけない質問例

次の一から四の質問は、応募者の適性・能力を中心とした選考を行うのではなく、本人の努力によって決できない問題を採否決定の基準として判断しようとしているケースです。

- 一．本籍に関する質問
 - × 本人や両親の出身地
 - × 生まれてからの住所地
- 二．住居とその環境に関する質問
 - × 住んでいる地域の環境
 - × 自宅付近の目印
- 三．家族構成や家族の職業・地位・収入に関する質問
 - × 親の勤務先名や役職

- × 学費の支払者
- × 両親がいない理由
- 四．資産に関する質問
 - × 住所地の不動産状況

次の五の質問は、たとえ形を変えて質問を行ったとしても、憲法で保障されている基本的人権（個人の自由権）を侵害することになるケースです。

- 五．思想・信条、宗教、尊敬する人物、支持政党に関する質問
 - × 労働組合をどう思うか
 - × 自分の生き方や現代社会の在り方
 - × 愛読書や購読新聞名

次の六の質問は、男女雇用機会均等法の趣旨に違反するケースです。

- 六．男女雇用機会均等法に抵触する質問
 - × 結婚や出産の予定
 - × 結婚、出産しても働き続けられるか

ハローワークの指導事例

大阪労働局のホームページ

最低賃金二％増へ議論開始

平成三十年六月二十六日に第五十回中央最低賃金審議会が開催され、平成三十年度の最低賃金の引き上げ額をめぐる議論が始まりました。

平成三十年度地域別最低賃金改定の目安については、「働き方改革実行計画」（平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定）に配慮した調査審議を求めるとし、審議資料として「働き方改革

実行計画」「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」「未来投資戦略二〇一八」の関連部分を抜粋して提出されました。

各資料には、次のような文言で最低賃金の引上げ率が明記されています。

「働き方改革実行計画」（関係部分抜粋）

三．賃金引上げと労働生産性向

上
（一）企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善（略）

このため、最低賃金については、年率三％程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が一〇〇〇円になることを目指す。

現在の最低賃金（全国加重平均）は時給八四八円で、平成二十八年度、平成二十九年度は二十五円ずつ上がりました。提出資料とおり三％増とするために

は、今年度は二十六円上がることとなります。

引上げ額の目安は七月下旬に取りまとめられ、厚生労働大臣に答申されるとともに公表されます。さらに、この答申を基に各都道府県労働局が実際の引き上げ額を決定し、秋以降に改定されます。

七月の労務手続 「提出先・納付先」

十日

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限（七月十日）

「都道府県労働局または労働基準監督署」

○健保・厚年の算定基礎届の提出期限（七月二日～十日）

「年金事務所または健保組合」

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

三十一日

編集後記

六月二十九日「働き方改革関連法」が参院本会議で可決され、成立し、ついに「高度プロフェッショナル制度」（高プロ）が創設されました。なお、厚労省は適用要件の一つ「年収一〇七五万円以上」には「通勤手当を含む」との見解を示しています。（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・FAX 075-611-5300
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

《障害年金受給に関する3つの要件》

障害年金の制度をご存知ですか？

保険料の納付

病気やけがで初めて診察を受けた日より前に一定の保険料を納めている。

障害年金の認定基準

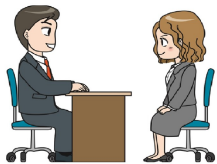
障害認定日または現在、障害年金の認定基準にあてはまっている。

初診日の年金制度

病気やけがで初めて診察を受けた日に、国民年金・厚生年金保険・共済組合のいずれかに加入している。

上記の3つの条件がそろっているか、一緒に確認してみませんか。

申請代行・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。





(図1) 熱中症指標計の一例

(表3)

月	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
死傷者数	19	25	264	222	13	1	544
うち死亡者数	0	0	9	5	0	0	14

(表4)

時間帯	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以前	計
死傷者数	47	41	67	33	51	56	82	69	35	63	544
うち死亡者数	0	1	3	1	0	30	2	4	1	0	14

(表5)

代謝率区分	WBGT基準値 (°C)			
	熱に順化している人		熱に順化していない人	
0 (安静)	33		32	
1 (低代謝率：軽作業)	30		29	
2 (中程度代謝率：中程度の作業)	28		26	
	気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき
3 (高代謝率：激しい作業)	25	26	22	23
4 (極高代謝率：極激しい作業)	23	25	18	20

《備考》これらの数値は最高直腸温度38°Cを許容限度として設定されている。

キャンペーン期間 (5月1日～9月30日)

STEP 1 □ 暑さ指数 (WBGT値) の把握
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

- 暑さ指数を下げるための設備の設置
- 休憩場所の整備
- 涼しい服装等
- 作業時間の短縮
- 熱への順化
- 水分・塩分の摂取
- 健康診断結果に基づく措置
- 日常の健康管理等
- 労働者の健康状態の確認

STEP 3 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいのか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

重点取組期間 (7月1日～7月31日)

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院へ運ぶか救急車を呼びましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

STOP! 熱中症 平成30年5月～9月
クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう!

●実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで (準備期間4月、重点取組期間7月)

H30.4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備期間 5/1 キャンペーン期間 重点取組期間 9/30

事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。**確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!**

準備期間 (4月1日～4月30日)

- 暑さ指数 (WBGT値) の把握の準備
- 作業計画の策定等
- 設備対策・休憩場所の確保の検討
- 服装等の検討
- 教育研修の実施
- 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立
- 緊急事態の措置の確認

重点取組期間 (7月1日～7月31日)

- 暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
- 簡易な屋根の設置、通風又は冷却設備や、ミストシャワーなどの設備により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
- 通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。
- 熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
- 熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。
- 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、農林水産省労働災害防止協会、港湾労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサレーション会、一般社団法人全国労働安全協会、【協賛】公益財団法人日本労働安全協会、一般社団法人日本労働安全協会、【後援】農林水産省、国土交通省、建設省

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (H30.4)

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

熱中症の発生状況と予防対策

熱中症の発生状況

過去一〇年間 (平成二十年から平成二十九年まで) の職場での熱中症による死傷者は、平成二十三年以降毎年四〇〇人から五〇〇台で高止まりの状態です (表1参照)。

熱中症による死亡者数では、平成二十二年が四十七人と多く、昨年は十四人です。都道府県別では、年によって異なりますが、京都府では平成二十六年以降は〇人です。また、過去五年間 (平成二十五年から平成二十九年まで) の業種別の死傷者は、建設業が最も多く、次に製造業、運送業の順となっています。

熱中症による死亡者数では、平成二十九年は建設業が八人と最も多く、次に警備業と農業がいずれも二人となっています (表2参照)。

さらに、平成二十九年の月別では、死傷者数全体の約九割が七月と八月に発生し (表3参照)、平成二十九年の時間帯別では、十一時台と十四時から十六時台に多く発生しています (表4参照)。

作業中に発症せず、作業終了後に帰宅してから体調不良を訴えるケースもあります。

なお、平成二十九年の熱中症による死亡者十四人の発生状況は、次の基本的な対策が取られていなかったことが指摘されています。

- ①. 十三人は、災害発生場所でWBGT (湿球黒球温度) 値の測定が行われていなかった。
- ②. 十三人は、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった。
- ③. 四人は、事業者が水分や塩分の準備をしていなかった。
- ④. 五人は、労働安全衛生法第六十六条に基づく健康診断が行われていなかった。

WBGT (湿球黒球温度) 値とは

WBGT (湿球黒球温度) 値とは暑さ指数のことで、熱中症を予防することを目的として一九五四年にアメリカで提案されました。

熱中症の予防対策

日本工業規格JIS Z 8504

①. 「熱中症予防運動指針」 (運動に関する指針)

②. 「日常生活に関する指針」 (公財) 日本体育協会

③. 「WBGT (湿球黒球温度) 指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境」 (作業者に関する指針 (表5参照))

④. 「日本生気象学会」

⑤. 「日本労働安全衛生法」

⑥. 「労働安全衛生法」

⑦. 「労働安全衛生法」

⑧. 「労働安全衛生法」

⑨. 「労働安全衛生法」

⑩. 「労働安全衛生法」

⑪. 「労働安全衛生法」

⑫. 「労働安全衛生法」

⑬. 「労働安全衛生法」

⑭. 「労働安全衛生法」

⑮. 「労働安全衛生法」

⑯. 「労働安全衛生法」

⑰. 「労働安全衛生法」

⑱. 「労働安全衛生法」

⑲. 「労働安全衛生法」

⑳. 「労働安全衛生法」

㉑. 「労働安全衛生法」

㉒. 「労働安全衛生法」

㉓. 「労働安全衛生法」

㉔. 「労働安全衛生法」

㉕. 「労働安全衛生法」

㉖. 「労働安全衛生法」

㉗. 「労働安全衛生法」

㉘. 「労働安全衛生法」

㉙. 「労働安全衛生法」

㉚. 「労働安全衛生法」

㉛. 「労働安全衛生法」

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策として、平成二十一年以降毎年熱中症の予防対策に取り組んできました。

昨年実施された「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を本年も五月一日から九月三十日まで実施しています。なお、七月は重点取組期間とし、熱中症予防強化月間として次の六項目を徹底するよう呼び掛けています。

ア. 作業環境管理

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ. 作業管理

梅雨明けを迎える地域は、急激な暑さ指数の上昇が想定されるため、暑さ指数に応じた作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底する。水分、塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者の確認の徹底を図る。

ウ. 健康管理

当日の朝食抜きや睡眠不足、体調不良、前日の飲み過ぎがないか、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ. 労働衛生教育

熱中症のリスクが高まって

いることを含め、重点的な教育を行う。
才、異常時の措置
異常を認めたときは、ためらうことなく病院へ運ぶか救急車を呼ぶ。
熱中症はどのような職場でも起こり得ますので、厚生労働省のリーフレットなども参考に注意喚起しましょう。

(表1) (単位：人)

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
死傷者数	280	150	656	422	440	530	423	464	462	544
うち死亡者数	17	8	47	18	21	30	12	29	12	14

(表2) (単位：人)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
死傷者数	141	114	85	37	41	32	19	7	68	544
うち死亡者数	17	0	0	2	0	1	2	0	1	14